

ふくしま男女共同参画プラン(平成28年度改定案)に対するパブリック・コメントと対応方針

No.	該当箇所				意見等内容	対応
	章	目標(3章)	ページ	行番号又は 表中番号		
1	全般				<p>「男女」「ジェンダー」等の用語の使い方について</p> <p>まず、今回の改定で、基本目標IIの中に「多様な価値を尊重する社会の実現」、「性自認や性的指向にかかわらず等しく尊重され受容される社会の実現」といった下位目標が掲げられたことを評価したい。</p> <p>こうした目標が出てきたことから、「性」には社会的・文化的な性差である「ジェンダー」、生物学的な性差である「セックス」、「性自認」、「性的指向」といった概念が含まれており、いずれも「男女」のみに二分されるものではないというジェンダーやセクシュアリティについての基本認識が、計画全体の土台としてきちんと踏まえられていると推察できる。</p> <p>にもかかわらず、「男女共同参画」「男女平等」「男女ともに」「男女間」等、「男女」という用語がきちんと定義されないまま、無自覚・無批判に使用され、他の箇所で使われている「ジェンダー」「性別」「性自認」等、他の用語との整合性が取れていない箇所が見受けられる。</p> <p>「男女」という用語の無自覚な使用によって、上記の基本認識がをゆがめられている、あるいはあいまいになってしまっていると感じる。国の法律名としても使われている「男女共同参画」はそう簡単に言い換えはできないかもしれないが、「男女平等」→「ジェンダー平等」、「男女ともに」→「性別にとらわれずに」のように、可能な限り具体的に中身の伝わる、かつ“性にとらわれない”表現で言い換えをしていただきたい。</p> <p>逆に「ジェンダー」という用語の使い方疑問を感じる箇所もある。その1つが、基本目標IIの1の(2)の「学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進」である。ここは「ジェンダーにとらわれない」→「固定的な性別役割観を排除した」のような表現にしないと意図がきちんと伝わらない。</p> <p>そこで、改定体系案も含めた計画全体の中の「男女」「ジェンダー」等の用語の使い方を改めて精査し、その用語が本当は何を指しているのか、もっと中立的な用語で言い換えることはできないか、他の箇所で使われている表現と齟齬がないか、1つ1つ確認をしていただきたい。個々の用語にこだわることは些末なことのようなのであるが、このような作業を行なうことによって本計画の理念がより明確化され、ひいては県民の理解・共感が深まるものと考えている。</p>	<p>参考意見として承ります。</p> <p>本プランは、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」(男女共同参画推進条例)第9条の規定に基づく基本計画であり、同条例の内容を踏まえた表現となっていること、今回は中間見直しであることから、原案のままとさせていただきたいと考えております。</p>